

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則に基づく  
事業者設定基準および燃料費調整制度関係事項届出書

沖電販販企発第6号  
令和4年11月28日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号  
沖 縄 電 力 株 式 会 社  
代表取締役社長 本 永 浩 之  
社長執行役員

別表に掲げるみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。



(別 表)

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則	
第 20 条第 5 項	第 20 条第 2 項に規定する基準に代わるものとして設定した基準 第 20 条第 4 項第 2 号に規定する基準に代わるものとして設定した基準 第 20 条第 4 項第 4 号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第 22 条第 2 項	送電非関連費を送電非関連固定費又は送電非関連可変費に配分する基準
	第 26 条に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第 32 条第 4 項	需要種別原価等の差異を勘案して設定した基準
第 40 条第 2 項	電気事業の用に供する燃料ごとの比率を勘案して定めた比率
第 40 条第 4 項	電気事業の用に供する燃料ごとの比率を勘案して契約種別ごとに定めた単価



第20条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準  
〔第20条第5項関係〕

1. 第20条第2項に規定する基準

沖縄電力は、沖縄電力は、前項の規定により同項第九号に掲げる部門に整理された基礎原価等項目を、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、同項第一号から第八号までに掲げる部門にそれぞれ配分することにより整理しなければならない。

別表第二 第一表

(2) (1)の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第2表に定める活動帰属基準(代表的な物量若しくは金額の比率をいう。以下同じ。)又は配賦基準(他の基礎原価等項目において整理済みの物量若しくは金額の比率をいう。以下同じ。)を用いて整理すること。

別表第二 第二表

	活動帰属基準	配賦基準
賃借料	各部門業務用建物床面積比(建物については、賃借物件に限る。)	—
委託費	—	各部門業務用建物床面積比(建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)

2. 設定した基準

	活動帰属基準	配賦基準
賃借料	借地借家料(直課分以外)	各部門業務用建物床面積比(建物については、賃借物件に限る。)
	機械賃借料(直課分以外)	直課された各部門人員数比
	その他賃借料	—

委託費	清掃業務・警備業務		各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）
	業務機械化関係委託費	直課された各部門人員数比	
	その他委託費	—	直課された各部門委託費比

### 3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

賃借料のうち機械賃借料（直課分以外）並びに委託費のうち業務機械化関係委託費については、設備等の利用に応じて発生する費用であり、当該設備を利用する人員数との関係があると考えられることから、各部門の実態に応じた整理を可能とすべく、「直課された各部門人員数比」を設定することとした。

また、配賦基準については、活動帰属基準により配分された賃借料または委託費を除く当該費用を7部門に整理するものであることから、各部門の実態に応じた整理を可能とすべく、「直課された各部門賃借料比」および「直課された各部門委託費比」を設定することとした。

(別 紙)

第20条第4項第2号に規定する基準に代わるものとして設定した基準  
〔第20条第5項関係〕

1. 第20条第4項第2号に規定する基準

販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表、第二表及び第四表に掲げる基準により、離島等供給費及び非離島等供給費に整理し、離島等供給費及び非離島等供給費に整理された販売費の部門の第一次整理原価を、給電費、需要家費及び一般販売費に配分することにより整理しなければならない。

別表第二 第一表

(2) (1)の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第2表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。

別表第二 第二表

	活動帰属基準	配賦基準
修繕費	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）	—

2. 設定した基準

	活動帰属基準	配賦基準
修繕費	業務用建物（自社分）床面積比	—

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

修繕費については、自己所有物件の床面積比と関係があると考えられることから、実態に応じた整理を可能とすべく「業務用建物（自社分）床面積比」を設定することとした。

第20条第4項第4号に規定する基準に代わるものとして設定した基準  
〔第20条第5項関係〕

1. 第20条第4項第4号に規定する基準

第二号の規定により非離島等供給費のうちの需要家費に整理された第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、一般送配電事業等に係る第一次整理原価（以下「ネットワーク需要家費」という。）とネットワーク需要家費以外の第一次整理原価（以下「非ネットワーク需要家費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

別表第二 第一表

(2) (1)の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第二表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。

別表第二 第二表

	活動帰属基準	配賦基準
委託費	—	各部門業務用建物床面積比(建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)

2. 設定した基準

第21条第4項第4号のネットワーク需要家費用又は非ネットワーク需要家費用への配分については、第21条第4項第4号に規定する基準によらず、次の基準により整理する。

		活動帰属基準	配賦基準
委託費	コールセンター 関連費用(本島)	電話受付数比	—
	その他委託費		各部門業務用建物床面積比(建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

委託費のうちコールセンター関連(本島)委託費については、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、費用の発生についてより関連がみられる、「電話受付数比」を設定することとした。



## 送電非関連固定費又は送電非関連可変費への配分基準

〔第22条第2項関係〕

## 1. 第20条第4項第4号に規定する基準

沖縄電力は、前条の規定により整理された送配電非関連費（非ネットワーク需要家費及び非ネットワーク一般販売費を除く。以下この項において同じ。）を、非アンシラリーサービス費、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、次の各号に掲げる基準により、送配電非関連固定費及び送配電非関連可変費に配分することにより整理し、様式第五の二により送配電非関連費明細表を作成しなければならない。ただし、環境対策費については、送配電非関連可変費に配分することにより整理しなければならない。

二 第八条第一項第二号に掲げる基礎原価等項目及び購入販売電源項目にあつては、送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費

## 2. 設定した基準

送配電非関連固定費用又は送配電非関連可変費用への配分基準

	配分基準
給料手当 (環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理する。
給料手当振替額（貸方） (環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理する。
雑給 (環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理する。
消耗品費 (環境対策費を除く。)	火力発電費（アンシラリーサービス費用及び環境対策費を含む）については、固定費用と可変費用の割合が一对一となるように整理する。 新エネルギー等発電費用および非ネットワーク給電費用は、送配電非関連固定費用と送配電非関連可変費用の割合が一对一となるように整理する。
修繕費 (環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理する。

委託費 (環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理する。
養成費 (環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理する。
諸費 (環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理する。
他社購入電源費	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費用、 電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費用に 整理する。
建設分担関連費振替額(貸方)(環 境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理する。
附带事業営業費用分担関連費振替 額(貸方)(環境対策費を除く)	送配電非関連固定費用に整理する。
他社販売電源料	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費用、 電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費用に 整理する。
電気事業財務費用(環境対策費を 除く。)	送配電非関連固定費用に整理する。
電気事業財務費用(環境対策費に 限る。)	送配電非関連可変費用に整理する。
非アンシラリーサービス費用	非離島等供給に係る火力発電費のうちの固定費(環境対 策費を除く)からアンシラリーサービス費用のうち送配 電関連固定費に整理するものを差し引いた額を送配電非 関連固定費用、非離島等供給に係る火力発電費のうちの 可変費(環境対策費を含む)からアンシラリーサービス 費用のうち送配電関連可変費に整理するものを差し引い た額を送配電非関連可変費用に整理する。

### 3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

送配電非関連費用について、第22条第1項の規定により、送配電非関連固定費用又は送配電非関連可変費用に整理することとなっており、事業者設定基準により配分する必要がある。当該費用等の内容に応じて整理するための基準として明確にするため、上記の基準を設定した。

第26条に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 第26条に規定する基準

沖縄電力は、原価算定期間における接続検討料（期間原価等項目のうち電気事業雑収益として前節の規定により算定された額のうち、系統接続に係る検討に際し発生する検討料をいう。）に相当する額（以下「接続検討料相当額」という。）を算定し、送配電非関連固定費に加える額として整理しなければならない。

2. 設定した基準

第26条に規定する接続検討料相当額に加え、NWへの支払費用（期間原価等項目のうち電気事業雑収益として前節の規定により算定された額のうち、系統接続に際し発生した費用で自家発並列料、契約超過金、違約金をいう。）についても送配電非関連固定費に加える額として整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

電気事業雑収益には、接続検討料相当額以外にもNWへの支払費用が含まれていることから、より適切な整理を行うために当該費用についても送配電非関連固定費に加えることとした。

(別紙)

需要種別原価等の差異を勘案して設定した基準  
〔第32条第4項関係〕

第32条第2項の規定による基準は、以下のとおり設定する。

1. 契約種別

契約種別は、低圧需要、高圧需要の2需要種別について、以下のとおり設定する。

需要種別	契約種別
低圧需要	定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力、農事用電力
高圧需要	業務用電力、高圧電力、臨時電力、農事用電力、自家発補給電力、予備電力

2. 料金制

料金制は、電力需要が極めて小規模な需要については定額制料金を設定し、それ以外の需要については最低料金制または基本料金と電力量料金を組み合わせた二部料金制とする。

3. 料金率

料金率は、各需要種別の原価等をもとに、契約種別ごとの負担が公平になるよう設定する。

この場合、各契約種別の料金水準については、使用期間、使用頻度、1口あたりの使用電力量、負荷率等の電気の使用形態および計量方法等の原価構成要素の差異を反映させて設定する。

(1) 基本料金

基本料金率は、原則として、1月を単位とし、使用する負荷設備、受電設備、最大需要電力等に基づき設定する。

なお、電力需要の基本料金率は、需要の力率差による供給原価の適切な負担を反映する。

(2) 電力量料金

①電灯需要

電灯需要の電力量料金率は、原則として、使用電力量は3段階に区分し、区分ごとに料金率が異なる3段階料金制（てい増料金制）を設定する。

ア. 第1段階の使用電力量の料金率は、イの料金率より低廉なものとする。

イ. 第2段階の使用電力量の料金率は、おおむね平均費用に基づくものとする。

ウ. 第3段階の使用電力量の料金率は、限界費用の上昇傾向を反映したものとする。

る。

エ. 第1段階と第2段階の使用電力量の区分は1需要家1月につき120キロワット時とし、第2段階と第3段階の使用電力量の区分は1口あたりの平均使用電力量等を勘案し、1需要家1月につき300キロワット時とする。

②電力需要

電力需要の電力量料金率は、夏季とその他季の原価の季節間格差を勘案して、夏季とその他季別にそれぞれ定める。

(別 紙)

電気事業の用に供する燃料ごとの比率を勘案して定めた比率  
〔第40条第2項関係〕

石 油	0. 0 0 6 5
液化天然ガス	0. 1 6 2 5
石 炭	1. 1 1 6 7

(別紙)

電気事業の用に供する燃料ごとの比率を勘案して契約種別ごとに定めた単価  
〔第40条第4項関係〕

区 分			単位	単価 (円. 銭厘)	
定額 制 供 給	定額電灯 および 公衆街路灯A	電 灯	10W まで	1 灯	1. 0 7 3
			20W まで	〃	2. 1 4 5
			40W まで	〃	4. 2 9 0
			60W まで	〃	6. 4 3 4
			100W まで	〃	10. 7 2 4
			100W 超過 100W までごとに	〃	10. 7 2 4
	小型 機 器	50VA までの機器	1 機器	3. 2 0 3	
		100VA までの機器	〃	6. 4 0 6	
		100VA 超過 100VA までごとに	〃	6. 4 0 6	
	臨時電灯A	50VA まで 1日につき		1 契約	0. 0 8 7
100VA まで 1日につき		〃	0. 1 7 3		
100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに 1日につき		〃	0. 1 7 3		
500VA 超過 1kVA まで 1日につき		〃	1. 7 2 8		
1kVA 超過 3kVA まで 1kVA までごとに 1日につき		〃	1. 7 2 8		
臨時電力	1日につき		1 kW	1. 8 1 6	
従 量 制 供 給	従量電灯, 臨時 電灯 B および 公衆街路灯 B	最低料金	最初の 10kWh まで	1 契約	2. 7 6 1
		電力量料金	10kWh 超過分	1 kWh	0. 2 7 6
上 記 以 外	低 圧 高 圧			1 kWh	0. 2 7 6
				〃	0. 2 6 6